

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、常に最良なコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むこととしております。また、当社は、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると見え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実行化する。
5. 株主との間で持続的成長及び中長期的な企業価値向上に資する対話を行う体制を整備し、その対応に努める。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】...株主総会の権利行使における環境作りについて

当社は、現在の当社の株主における海外投資家の比率は低い水準と考えており、今後、海外投資家の議決権数が一定程度高いと判断した時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を進める予定です。なお、当社は個人株主に向けた「議決権行使環境の整備・議決権行使の促進」を目的にスマートフォンで議決権を行使できる環境を整備していません。

【補充原則3-1-2】...英語による情報の開示・提供について

当社は、現在の当社の株主における海外投資家の比率は低い水準と考えており、今後、海外投資家の議決権数が一定程度高いと判断した時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を進める予定です。

【補充原則4-1-3】...最高経営責任者等の後継者の計画(プランニング)について

取締役の選任については、取締役会の諮問により社外役員で構成される社外役員協議会において審議・協議及び報告するものとし、取締役会における決定について透明性・公平性の高い体制を構築しています。

その為、最高経営責任者等の後継者の計画(プランニング)については策定しておりませんが、今後、その要否も含めて検討してまいります。なお、当社はFounderとCEOの2名体制による適切な役割分担と相互牽制により迅速かつ効率的な意思決定を実行する体制を構築しています。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】...いわゆる政策保有株式

当社は、政策保有株式を保有していません。

【政策保有株式に関する方針】

当社は、取引先との関係維持・強化等及び当該会社株式を保有することが当社グループの企業価値向上及び中長期的な発展に資すると認められる場合は、当該会社株式を保有することができる方針としています。また、保有の意義を個別銘柄ごとに検討のうえ保有継続の是非を定例の取締役会において決定します。

【議決権行使基準】

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について保有目的、当該会社の経営・財務状況を勘案し議案ごとの賛否を適切に判断します。

【原則1-7】...関連当事者間の取引

当社は、関連当事者との取引を適切に管理し牽制するため関連当事者取引管理規程を定めています。関連当事者との取引が発生する場合は、取締役会がその手続を踏まえた監視を行う体制を整備しています。

【原則2-6】

当社は、企業年金の運用を実施していません。

企業年金を実施する場合は、企業年金のアセットオーナーとして期待される役割を認識した上で、責任ある行動に取り組んでまいります。

【原則3-1】...情報開示の充実

1. 企業理念について当社ホームページ等において開示しています。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本方針及び内部統制システム構築に関する基本方針を当社ホームページに掲載しています。

3. 取締役の報酬を決定するに当たっての方針等については、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書等に記載しています。

4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続については、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書等に記載しています。

5. 新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知に開示しています。

【原則4-1】...取締役会の役割・責務

当社の取締役会は、経営戦略や経営計画等について社外取締役及び社外監査役を交え自由な意見交換のもと議論を行っています。取締役会においては、3ヵ月に1度、代表取締役及び業務執行取締役は業務執行状況報告を行い、それに対して必要に応じて指摘・意見を行っています。

【原則4-8】...独立社外取締役の有効な活用

当社は、取締役5名中2名が社外取締役であり、その2名を独立社外取締役として東京証券取引所に届けています。

【原則4-9】...独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、役員規程で定める独立役員に関する事項を満たす候補者を独立社外取締役として選定しています。

【補充原則4-11-1】...取締役の選任に関する方針・手続について

取締役の選任については、国籍・性別・経歴を問わず業務上の専門的な知識と経験を有する人物を候補者としており、社外取締役の選任については、出身分野における豊富な知識と経験を有する者を候補者としています。

取締役候補者の選任については、取締役会の諮問により社外役員で構成される社外役員協議会において審議・協議及び報告するものとし、取締役会における決定について透明性・公平性の高い体制を構築しています。

【補充原則4-11-2】...取締役・監査役の役割・責務の明確化について

社外取締役を除く取締役が他企業(関係会社を除く)の役員を兼任する場合は、取締役会の承認を要する旨を社内規程にて定めています。また、取締役及び監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書に開示しています。

【補充原則4-11-3】...取締役会の実効性の分析・評価について

当社は、社外役員から構成される社外役員協議会が取締役会の実効性に関する分析・評価を行うこととしています。なお、上記の結果の概要に係る開示内容については、今後の検討課題として認識しています。

【補充原則4-14-2】...取締役・監査役に対するトレーニングの方針について

当社は、従業員の参加を必須とするコンプライアンス研修を実施している他、取締役・監査役に対して外部セミナー、外部団体への加入及び人的ネットワークへの参加を推奨しています。その費用については、取締役及び監査役の請求等により社内規程に基づき当社が負担します。また、社外取締役及び社外監査役については、就任後に取締役会事務局であるBusiness Managementが主体となり、当社事業・財務・組織等に関する必要な情報を共有しています。

【原則5-1】...株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主の皆様への情報提供や株主様の意見を承る部門としてIR部門を設置し、IR部門管掌取締役を中心としたIR体制を整備しています。日常のIR業務及び下記に記載の「対話の手段の充実」をもって当社の経営方針、経営戦略に対する株主の皆様への理解を得よう努めています。また、当社の持続的な成長と中長期の企業価値の向上に有益と判断される場合には、情報開示の公平性に留意しつつ合理的な範囲で機関投資家及び個人株主からの面談依頼に応じる体制を整備しています。

【対話の手段の充実】

- ・ 日常におけるIR業務の充実
- ・ 決算説明会の開催及び説明会資料の適時開示
- ・ 開かれた株主総会の開催
- ・ 事業戦略発表会の開催
- ・ 当社HPにおける会社情報開示の充実
- ・ IR部門と経営企画・経理・法務・総務部門との連携の強化

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
國光宏尚	3,314,500	11.01
LINE Ventures株式会社	1,465,000	4.86
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	1,401,000	4.65
NEXTBIGTHING株式会社	1,400,000	4.65
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,241,500	4.12
株式会社SBI証券	776,691	2.58
楽天証券株式会社	736,600	2.45
THE BANK OF NEW YORK 133652	710,900	2.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	610,600	2.03
WIL FUND I, L.P.	607,600	2.02

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

**3. 企業属性**

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	4 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

**4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針****5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情**

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高橋信太郎	他の会社の出身者													
長南伸明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋信太郎		高橋信太郎氏はIndeed Japan株式会社の代表取締役ゼネラルマネージャー兼営業本部長であり、同社との間には、人材採用メディアに係る取引関係がありますが、その年間取引額は当社及び同社の連結売上高1%未満と僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しています。	高橋信太郎氏はGMOアドパートナーズ株式会社及びIndeed Japan株式会で代表取締役などの要職を務める中で培った企業経営に関する豊富な経験を有しております。 このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与するものと判断しています。

長南伸明	長南伸明氏は平成22年10月から平成27年7月まで新日本有限責任監査法人のパートナーとして、当社の財務諸表監査を行ってまいりました。	長南伸明氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような実績は当社の取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与するものと判断しています。 なお、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えています。
------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	社外役員協議会	5	0	0	2	0	3	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	社外役員協議会	5	0	0	2	0	3	社外取締役

補足説明

取締役の個別の報酬については、取締役会の諮問により社外役員で構成される社外役員協議会の意見を踏まえて決定することで公正かつ透明性の高い手続を行ないます。

取締役及び経営陣幹部の選解任については、取締役会の諮問により社外役員で構成される社外役員協議会の意見を踏まえて決定することで公正かつ透明性の高い手続を行ないます。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携に係る主な取組みは以下の通りです。
1. 当社は、外部会計監査人との事前協議を実施の上監査スケジュールを策定し、外部会計監査人の十分な監査時間を確保しています。
  2. 当社は、外部会計監査人からの要請に応じて外部会計監査人と経営陣幹部との面談等の時間を設けています。
  3. 当社は、会計監査や四半期レビューの報告及び常勤監査役を通じた情報共有等により外部会計監査人と監査役及び社外取締役との連携を確保しています。また、常勤監査役は、Internal Control & AuditやFinancial Managementから必要な情報や業務執行状況の報告を通じて、外部会計監査人が必要とする情報についてのフィードバックを受けています。
  4. 当社は、外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合は、代表取締役の指示により各管掌取締役が中心となり調査・是正を行い、その結果を報告する体制としています。また監査役会は常勤監査役が中心となり、Internal Control & Auditや 其他関連部門と連携し、調査を行うとともに必要な是正を求めるとしてしています。
  5. 監査役は、会計監査人の会計監査の立会、会計監査人からの定期的な会計監査計画の説明及び会計監査結果の説明を受ける等の連携を図っています。また、随時、意見交換も行っています。
  6. 監査役は、内部監査部門の監査報告の場に立会い、内部監査報告書を確認しています。また、随時、意見交換も行っています。
  7. Internal Control & Auditは、監査結果及び社員へのインタビューにより把握された業務執行や業務執行状況に関する問題点について、代表取締役、取締役及び監査役に適宜報告を行っています。
  8. 監査役は取締役やInternal Control & Auditと連携し、監査を行うにあたって必要な情報収集を行うとともに、情報に不足がある場合は常勤監査役やInternal Control & Auditを通じて関連する部門へ情報や資料の提供を求めています。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
梅田 裕一	他の会社の出身者													
池川 穰治	公認会計士													
鈴木 学	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梅田 裕一			金融業界を通じて培われた豊富な経験と知識を有しており、企業の健全性の確保、透明性の高い公正な経営監視体制の確立を確保できると判断しています。
池川 穰治			公認会計士としての豊富な経験と高い見解に基づき、客観的な見地から適切な監査をしていただけるものと判断しています。 なお、同氏は株式会社青山トラスト会計社の取締役であります。当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えています。
鈴木 学		同氏が所属する西村あさひ法律事務所と当社との間では、顧問契約が締結されています。取引の規模については僅少であることからその概要を省略しています。	弁護士としての経歴を通じて培った専門家としての高い知見に基づき、適切な監査をしていただけるものと判断しています。 なお、同氏は西村あさひ法律事務所のパートナーであり、同氏の所属する法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、取引金額が僅少なこと及び同氏が当社に関する業務に従事していないため一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えています。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は4名を独立役員として選任しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の取締役が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること及び株主との価値共有を進めることを目的に、通常型ストックオプションと株式報酬型ストックオプションを導入しています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること(監査役については、当社の企業価値向上のための監査・調査意欲を一層向上させること)、及び株主との価値共有を進めることを目的に、今後の事業成長への貢献度などを勘案して定めた数のストックオプションを付与しています。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

・連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して報酬額を開示する方針ですが、直前事業年度においては該当者はいません。  
・取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬については、株主総会の決議により承認された報酬額等の範囲内で取締役会で決定しています。  
取締役の個別の報酬については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した上で決定しています。なお、取締役の個別の報酬については、公正かつ透明性を期すために「社外役員協議会」に諮問し、その意見を踏まえて決定しています。

1. 月額報酬は定額とします。
2. 当社の取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬(金銭報酬)」と長期インセンティブとして「株式報酬型ストックオプション」から構成しています。
3. 当社の取締役の報酬に関する株主総会は、決議年月日は以下のとおりです。  
・2014年7月31日:取締役に対する金銭報酬として年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)。  
・2017年7月4日:取締役(社外取締役を除きます)に対する株式報酬型ストックオプションとして年額100百万円の範囲で新株予約権を割り当てる。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 当社は、取締役会を月次で開催し、事業年度の開始前に年間スケジュールを取締役及び監査役へ通知することで取締役会に出席しやすい状況を確保しています。
2. 取締役及び監査役に対して取締役会開催の3日前迄に開催の通知と合わせて資料の配布を行うなどして必要な事前準備の機会を提供しています。
3. 当社は、会計監査人と監査スケジュールを策定し、監査に十分な時間を確保しています。
4. 当社は、Internal Control & AuditやFinancial Managementを通じて監査に必要な情報の提供しています。また、会計監査や四半期レビューの報告等により会計監査人と監査役及び取締役との連携を確保しています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、代表取締役1名、取締役2名、社外取締役2名で構成され、原則、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。

取締役会は定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しています。

また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために、取締役の任期を1年としています。

### 常勤役員会

当社では、常勤の取締役及び監査役が出席する常勤役員会を原則として毎週1回開催しています。

常勤役員会では、取締役会で決定した経営基本方針に基づき経営に関する重要な事項を審議・決議することにより、迅速かつ臨機応変なる経営判断を可能としています。

### 社外役員協議会

当社では、経営の透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため取締役会の諮問機関として社外役員協議会を設置しています。

社外役員協議会は、取締役及び重要な使用人の選任及び解任、取締役及び重要な使用人の個人別の報酬、その他コーポレート・ガバナンス全般に関する事項等について取締役会に対して助言・提言を行っています。

### リスクマネジメント委員会

当社は当社グループ内で発生しうるリスクの分析、リスク発生の事前防止策及び発生時の対応策の策定、並びにそれら運用状況についてモニタリングすることを目的としてリスクマネジメント委員会を設置しております。

#### コンプライアンス委員会

当社は、全役職員が法令、社会規範、市場ルール、定款、規則等を遵守することによって経営の健全性を確保することを目的に、コンプライアンス委員会を設置しています。

コンプライアンス委員会の主な役割は、以下のとおりです。

1. コンプライアンス体制の整備と強化
2. コンプライアンス研修の実施
3. コンプライアンス違反の調査
4. コンプライアンス違反に対する対応とその再発防止策の策定

#### 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、Internal Control & Auditに専任担当者を3名配置しています。

Internal Control & Auditは代表取締役承認を得た年間の内部監査計画に基づき、内部統制手続きに関する合法性と合理性の観点から当社及び当社子会社に対して監査活動を実施しています。また、監査結果等については、代表取締役に報告する体制を整えています。

監査役監査については以下の通りです。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備し運用しています。
2. 当社は、月次で開催される定時取締役会において各取締役の業務執行状況の報告を求めた上で、適宜、社外取締役及び社外監査役と意見の交換を行うなど、取締役の業務執行に関して厳格に監督するための体制を整備しています。

#### 監査役

監査役は、取締役会、常勤役員会及びリスクマネジメント委員会等の社内の重要会議に出席し、取締役及び執行役員の業務執行を十分に監督できる体制を構築し、法令、定款に違反する事実の発生防止に努めています。また、年次監査計画に基づいて常勤監査役が中心となり監査を実施し、発見された事項については監査役会において協議しています。

監査役は、Internal Control & Audit及び会計監査人と連携して意見交換を行うなど、監査の実効性の向上を図っています。

監査役は、会計監査人に対して、監査計画、監査実施状況、監査結果等について報告を求めるなど、監査機能の有効性と効率性を高めるための取組みを行っています。

#### 監査役会

当社の監査役会は、3名の社外監査役(うち1名が常勤監査役)で構成しています。

監査役会は原則として毎月1回開催し、重要な事項等が発生した場合は必要に応じて臨時監査役会を開催しています。

監査役会では、法令、定款及び監査役会規程等に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っています。また、監査役は取締役会に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べています。

監査役監査は、年度監査計画に基づいて行われており、内部監査部門及び会計監査人との連携により全般的な監査を実施しています。

#### 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について、随時協議を行なう等、適正な会計処理に努めています。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。

経営に対する管理・監督の強化を図るとともに、当社は、あらゆるステークホルダーから継続的な信頼を得るために、当社が属する業界及び事業に精通している取締役及び企業会計・税務・法律の経験を有する監査役を選任することで、適正かつ効率的な経営活動に取り組みながらコーポレートガバナンスの充実に努めています。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めています。
電磁的方法による議決権の行使	当社は個人株主に向けた議決権行使環境の整備・議決権行使の促進を目的にインターネットを通じて議決権を行使できる環境を整備しています。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会は実施しておりませんが、機関投資家・アナリスト向けの決算説明会資料の即日開示等、機関投資家と個人投資家との間に情報格差を生じさせないよう工夫しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期決算終了後及び年次決算終了後に説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明会資料及び有価証券報告書を当社ホームページのIRサイトに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部門を設置し、担当者を配置しています。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コーポレート・ガバナンスに関する基本方針において、ステークホルダーとの関係について以下のとおり規定しています。 1. 取締役会は、当社の長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。 2. 当社は、従業員を含む様々なステークホルダーが、当社における違法又は非倫理的な慣行についての懸念を伝えることができる体制を整備するよう努める。
環境保全活動、CSR活動等の実施	1. 当社は、自然災害が発生した場合は、当社の基準に従い被災地へ義援金を寄付しています。 2. CSR活動の一環として、社内の自販機で販売している飲物の売上の一部(1本あたり10円)を特定非営利活動法人のTABLE FOR TWO Internationalを通じて開発途上国の子どもの学校給食費用として寄付しています。 3. 「グリーンサイトライセンス」に参加し、海外での植林活動による環境改善を支援しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主の皆様への情報提供や意見を承る部門としてIR部門を設置し、IR部門管掌取締役を中心としたIR体制を整備しています。 また、当社の持続的な成長と中長期の企業価値の向上に有益と判断される場合には、情報開示の公平性に留意しつつ合理的な範囲で機関投資家及び個人株主からの面談依頼に応じる体制を整備しています。 なお、日常のIR業務及び以下に記載の「対話の手段の充実」をもって当社の経営方針、経営戦略に対する株主の皆様との理解を得よう努めています。 「対話の手段の充実」 1. 日常におけるIR業務の充実 2. 決算説明会の開催及び説明会資料の適時開示 3. 開かれた株主総会の開催 4. 事業戦略発表会の開催 5. 当社HPにおける会社情報開示の充実 6. IR部門と経営企画・経理・法務・総務部門との連携の強化

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 内部統制システムの整備の状況

当社は、将来にわたって永続的に事業を継続するためには、企業規模や事業の特性、経営上のリスクの状況に応じた内部統制の充実が必要だと考えています。そのため、当社の意思決定の透明性や、公正性の確保を担保するため、内部統制システム構築に関する基本方針及び各種規程を制定し、適正かつ効率的な内部統制の体制の構築に努めております。

当社では会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備にかかる内部統制システム構築に関する基本方針を定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
  - b. 毎月1回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
  - c. 基本行動理念を定め、企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
  - d. 「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
  - e. 「内部通報規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
  - f. 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
  - g. 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
  - h. 使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 情報資産を保護し正確かつ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「機密文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
  - b. 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、リスクマネジメント委員会のもと「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
  - b. 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、取締役相互の牽制によるチェック機能を備えた迅速かつ効率的な意思決定を実行する。
  - b. 取締役会を補完する会議体として「常勤役員会」を設置し、迅速かつ臨機応変なる経営判断を可能にする。
  - c. 取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として「社外役員協議会」を設置し、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの他、重要な事項の検討は、「社外役員協議会」の適切な関与・助言を得て行う。
  - d. 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
  - e. 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。
5. 当社並びに当社が形成する企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a. 当社の関係会社については、関係会社管理規程により所管部署を定め、そこを通じ当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、関係会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。
  - b. 関係会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
  - c. 関係会社のリスク管理に関する規程その他の体制を整備するほか、各関係会社にリスク管理責任者を配置し、リスクマネジメント委員会がグループ全体のリスクについて総括的に管理を行う。
  - d. 関係会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査部門が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。
  - e. 当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。
  - f. 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、関係会社を指導するとともに、関係会社への教育、研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - a. 監査役から、監査役が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合には、監査役と協議の上、内部監査部門等に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
  - b. 当該使用人が監査業務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - a. 重要会議への出席  
監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
  - b. 取締役の報告義務
    - (1) 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
    - (2) 取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
      - ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
      - ・業績及び業績見通しの内容

- ・内部監査の内容及び結果
- ・内部通報制度に基づく情報提供の状況
- ・行政処分の内容
- ・前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

c. 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告をすることができる。また、関係会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も、親会社の監査役に直接報告をすることができる。

- (1) 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- (2) 重大な法令又は定款違反事実

d. 監査役へ報告した者への不利益な取扱いの禁止

前項の報告をした当社の取締役・使用人及び、関係会社の取締役・使用人が監査役へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けてはならない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等と監査役の連携

代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

b. 外部専門家の起用

監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

c. 監査役の必要経費

監査役の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社、当社子会社及び当社役員は、反社会的勢力との関係は一切ありません。

当社グループの反社会的勢力排除・防止体制は以下の通りです。

1. 全役職員に対して「反社会的勢力対策規程」及び「取引先調査マニュアル」を通じて、反社会的勢力との取引防止の周知徹底化を図っています。
2. 全役職員には、入社前に反社会的勢力との関係が無いか調査しています。また、全役職員に対して反社会的勢力との関係が無い旨の誓約書を徴求しています。
3. 新規取引先には、取引開始前に反社会的勢力との関係が無いか調査しています。また、既存の取引先についても、年次で反社会的勢力との関係が無いか改めて調査しています。
4. 持株比率が1%以上の株主には、反社会的勢力との関係が無いか都度調査しています。また、反社会的勢力との関係性の確認が必要と認められる場合は、持株比率が1%未満であってもチェックを実施しています。
5. 全ての契約書には、反社会的勢力の排除条項の記載を必須としています。
6. 当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会しています。反社会的勢力との関係排除を徹底するため、必要に応じて所轄警察署の相談窓口との関係を強化しています。万一問題が発生した場合は、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとる体制を構築しています。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、現段階で買収防衛策の導入の予定はありません。  
買収防衛策を導入する場合は、その必要性、合理性、手続の適正性について株主総会においてご判断いただけるよう十分にご説明することとしております。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 1. 情報開示の基本的な方針

当社は、「情報開示規程」及びタイムリー・ディスクロージャーの原則に基づいてIR部門長が適宜ディスクロージャー会議(構成員は常勤役員会と同じ)を開催し、開示の要否を判断しております。開示事項に該当する場合は「適時に、迅速に、平等に」開示を行う方針であります。情報開示にあたっては、東京証券取引所の制度的開示に限らず、あらゆる株主に平等に情報が開示されるよう、積極的に当社のホームページに掲載し、周知徹底を図っております。

#### 2. 適時開示に係る社内体制

東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の管理及び責任者として、IR部門管掌取締役を適時開示責任者及び情報取扱責任者と定めています。

適時開示の適法性、正確性、公平性を確保するため、適宜ディスクロージャー会議(構成員は常勤役員会に同じ)による開示検討を行います。

#### 3. 適時開示に係る社内手続

[適時開示体制の概要(模式図)]をご参照ください。

#### 4. 情報開示の方法

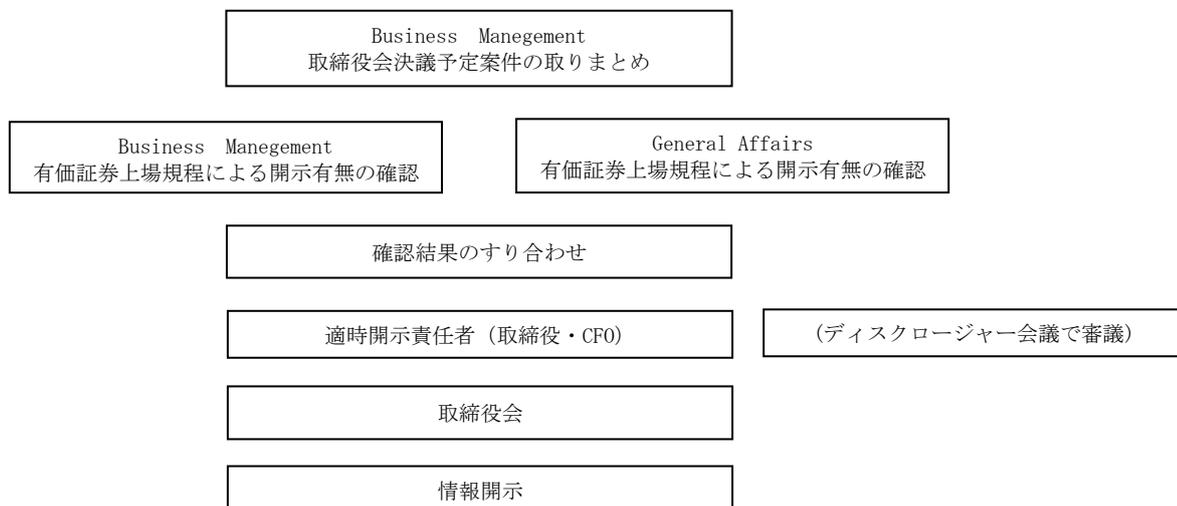
適時開示制度に基づく情報開示は、東京証券取引所の提供する適時情報開示システムにて開示します。また、開示した情報に加え、決算に関する補足説明等有益であると思われる情報については、積極的に当社のホームページに掲載し、周知徹底を図っております。

#### 5. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

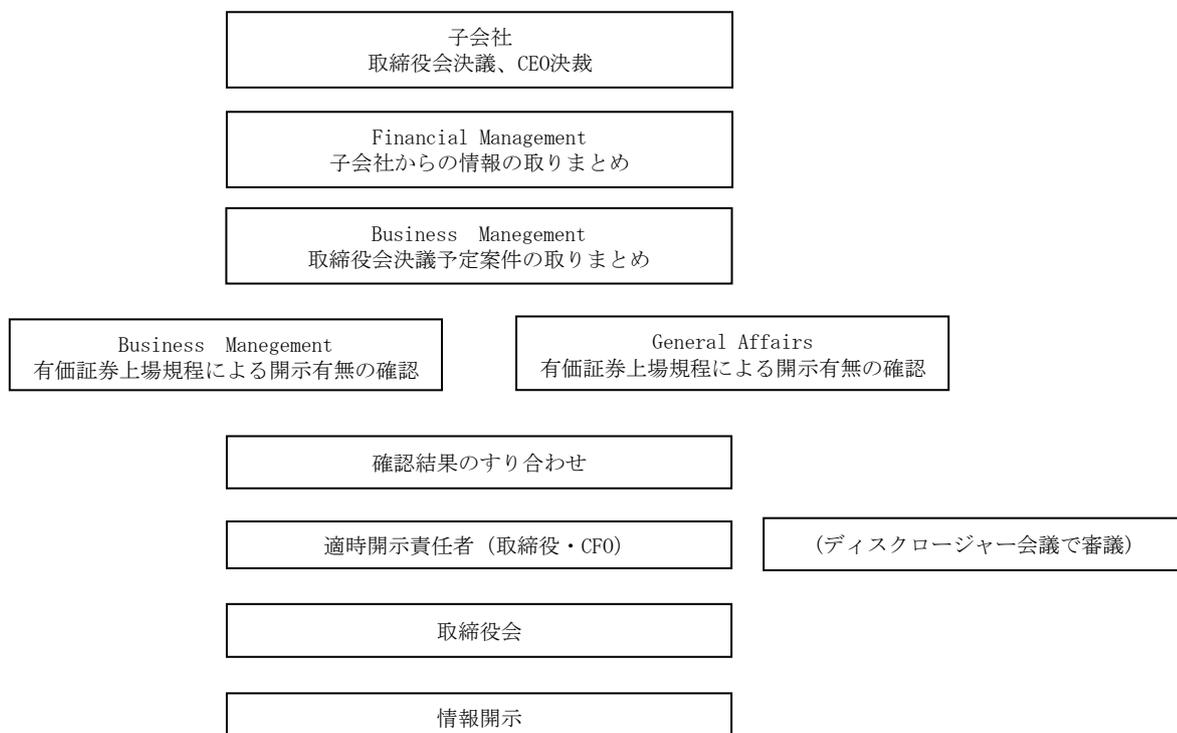
代表取締役直轄部門であるInternal Control & Auditは、適時開示体制が適切かつ有効に整備・運用されているかを定期的に監査し、問題点を発見した場合は、改善提案等を実施しております。

適時開示フロー図

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<子会社の決定事実・決算に関する情報等>



<当社グループに係る発生事実に関する情報等>

